

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第31回〕会議録

1. 附属機関等の会議の名称 松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第31回〕

2. 開催日時 令和7年4月17日（木） 19時00分から20時00分まで

3. 開催場所 松川町役場 2階 大会議室

4. 出席者氏名

【松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員】※敬称略

松下英樹、菅沼文弘、堀木富美夫、清水祐一、高坂龍夫、井澤弘幸、塩澤澄夫、
加賀田亮、塩沢貴浩、米山俊孝、寺沢秀文、松下敏章、細田勉、片桐瑞穂、関悟司、
熊谷誠、吉澤裕、知久克志、細川容宏

【JR 東海】

名古屋建設部 杉浦担当部長

中央新幹線長野工事事務所 小池所長、水上副所長、黒澤係長、佐藤主席

// 大鹿分室 小舘主任

【長野県】

飯田建設事務所 リニア整備推進事務所 石坂次長、井原課長補佐

【役 場】

北沢町長、黒澤副町長、中村建設水道リニア対策課長、後沢係長、菊池主任

5. 議題

（1）松川町内におけるリニア発生土活用事業について（町より）

①前河原道路（仮称）新設事業

②福与河原圃場整備事業

（2）発生土運搬等について（JR 東海より）

①大鹿村内の工事の進捗

②発生土運搬車両の運行状況

③前河原道路事業の工事計画

④その他

（3）質疑応答

6. 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

—

7. 傍聴人の数

5 人

8. 会議資料の名称

- ・会議次第（町作成）
- ・別冊資料（JR 東海作成）

9. 会議の概要

- （1）開会
- （2）あいさつ
- （3）会議事項
前述のとおり
- （4）閉会

10. 会議録

（事務局）

時間となりましたので進めさせていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます建設水道リニア対策課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会第 31 回を開会いたします。

それでは 2 番の挨拶ということで、まず米山委員長お願いいたします。

（委員長）

皆さん改めましてこんばんは。ただいま紹介いただきました委員長を務めさせていただきます米山でございます。よろしくお願いいたします。

それぞれ皆様方お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日の議題に関して、町内における次の工事に関してのことが主体でございます、本日は先ほど事務局長の課長の方からお話ございましたけれども、JR 東海のみなさま、遠方の方から説明に来ていただいております。大変ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、町内における工事も本格的に始まる場面でありまして、今日の会議をもちまして、それらの工事が順調に進捗できますように皆様方のご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして松川町より、北沢町長お願いいたします。

(町長)

改めましてこんばんは。日頃は町政に対しましてご支援ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

今、委員長の方からお話ありましたが、非常にお忙しい中、また年度の初めという中でそれぞれの立場でお忙しい中、そして仕事の終わりの後という時間帯での会議になります。大変お世話になりますがよろしくお願いします。

第31回を数えます対策委員会になります。いよいよ始まります、この町内の工事についてのスケジュール、それから現在の進捗状況につきましてはJRさんの方からまたご説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして挨拶いたします。どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

続きましてJR東海より、中央新幹線建設部名古屋建設部杉浦担当部長よりご挨拶をお願いいたします。

(JR東海)

皆さんこんばんは。JR東海中央新幹線建設部で長野県の担当部長をしております杉浦禎信と申します。本日はお忙しい中、またお疲れのところ、この対策委員会において我々に説明の時間をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃から中央新幹線の建設事業にご理解とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

長野県内のリニア工事については、まさに本格化してきたというところです。なお、県内では大鹿村や豊丘村また飯田市などにおいて現在10ヶ所でトンネルの掘削工事をしております。

それから、地上部の工事についても喬木村では、高架橋の工事が着々と進んでいるところでございますし、天竜川橋梁の橋脚の工事も、しっかりと進めているというところです。

また、松川町においても後ほど詳しく説明いたしますが、前河原道路の造成工事、これにいよいよ着手できるという段階になってまいりました。工事が本格化するということは、発生土を運搬するダンプを初めとする工事車両の運搬車両が増えるなど、地元の皆様にはご心配をおかけする場面も多くなると考えています。工事車両の運行では安全運転を徹底し、皆様に安心していただけるように、安全に工事を進めてまいりたいと考えております。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いします。

それでは本日も丁寧な説明を心がけます。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

会議事項に入る前に、私の方からこの対策委員会の委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

初めに、資料の 5 ページの方をご覧いただきたいと思います。対策委員会の設置要綱になりますが、その第 3 条というところをご覧いただきたいと思います。こちらは、委員の構成について規定してありまして、現在、皆様委員でありますがこの括弧 1 から括弧 5 に該当する皆様に委員をお願いしているところでございます。また、第 4 条の委員の任期については 2 年間となっております。現在の委員の任期につきましては、令和 6 年の 1 月から令和 7 年今年の 12 月までとなっております。

資料の 2 ページに移ってご覧いただきたいと思います。こちらについては、委員の名簿になります。任期中に所属役職が変わられた場合は、後任の方にそのまま委員の役職を引き継いでいただいております。

そのため、この 4 月にも所属役職が変わられて委員になられた方もいらっしゃいます。あらかじめご了承くださいと思います。

また慣例で、この対策委員会の委員長につきましては松川町議会議長、副委員長には松川町区長会長にそれぞれ担っていただいております。よろしくお願いします。

それでは、これより 3 番の会議事項に入りますが、要綱第 5 条の規定によりまして、会議については委員長が議長になりますので、米山委員長の進行でよろしくお願いいたします。

(委員長)

はい。それでは会議に入ってまいります、着座にて失礼させていただきます。よろしくお願いします。

3.会議事項、括弧 1、松川町内におけるリニア発生土活用事業について町より、また括弧 2、発生土運搬等について JR 東海より説明をお願いします。二つの会議事項でございますが、一括して説明をしていただき、その後、質疑応答をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、括弧 1 について、町から説明をお願いいたします。

事務局より資料を踏まえ説明

JR 東海より資料に基づき説明

(委員長)

はい。それでは一通り説明をいただきましたので、括弧 3 番、質疑応答ということで、皆様方から質疑等ございましたら挙手をお願いします。

(委員)

補強土壁が 19m と非常に高いですが、盛土の方は非常に厳しい規制がかかっていると思います。これはもう既に規制の許可を得たといったことでよろしいのでしょうか。

あと、中沢と小和田の土地改良事業ですが、発生土を入れて、その上に耕土をのせるということでもいいでしょうか。

(事務局)

一つ目の前河原に関する盛土の規制については、JR 東海さんの方でこの後、ご回答させていただきたいと思いますし、また中沢・小和田の盛土構成につきましても合わせて JR 東海さんの方から回答させていただきたいと思います。

(JR 東海)

中沢・小和田の土地改良事業において、発生土の上にそのまま耕土を置くのかというご質問かと存じます。

発生土は基本的には岩ずりですので、水を通してしまいます。圃場として整備するとすると、水を通し過ぎるのは大きな問題となります。基本的なやり方といたしましては、岩ずりで一定の高さまで盛土した後、その上に不透水層を構築し、その上で耕土をのせるという形態を取る予定です。我々のトンネル発生土ですと、どうしても水を通してしまいますので、今の計画ですと、国から心土となる排砂を供給いただいて、そちらをしっかりと締め固めることで不透水層を形成するという形で各自治体と調整をしているというところでございます。

続いて 1 点目のご質問でございますが、設計が成立することはしっかり確認されているのかといった形の趣旨でございましょうか、あるいは、実際に工事をやるにあたって道路の占用の許可とかそういった観点のご質問か、というところだけお伺いしたいです。

(盛土に関する許可は得ているのか、という質問を受けて)はい。盛土規制に対して、もうその規制の許可を取ってあるかということですね。そちらの観点でございまして、町の方からのご回答も合わせてもしかしたらあるかもしれませんが、長野県にて現在の盛土条例が施行されてございますし、今月の末から今度は法律として盛土規制法の方も施行されると認識してございます。

まず盛土条例に関しては、全ての盛土が完全に対象になるかと言われると、実際には、自治体の行う事業等は対象外ですとかそういったことがございますので、前河原道路事

業の盛土に関しては、まず盛土条例はそういった観点で対象ではないと理解してございます。

盛土規制法につきましては、これから実際に効果を発する法律となりますが、こちらについても公共性の高い事業については、本申請は不要という形で法律に明記されてございます。前河原道路も道路新設事業という観点で十分安全性は担保できるだろうという観点で申請はしないものと考えてございます。町の方から補足等あればお願いいたします。

（事務局）

はい、ありがとうございます。今 JR さんの説明の通りです。町としては、盛土規制の協議に対しては特に行っていませんが、道路協議等は、今現在も行っている状況になります。

（委員長）

他にはいかがですか。

（委員）

今の前河原の盛土の説明がよくわからないのですが、5 月から長野県も盛土規制法の適用が始まるということで、今回の前河原道路は、道路事業として実施する公共の事業なので規制の対象というか、許可の対象外だということですが、そこでわからないのが、最初に町から説明があった資料の、リニア対策委員会第 31 回の次第の工程表の中で、盛土造成工事は JR がやります、道路新設工事は町がやります、窪地造成は JR さんですね。そうすると、一体がその道路工事ということで、公共事業だからということとはよくわかるのですが、先ほど委員の方が聞いている内容とも重なるのですが、許可がいらなくても、やはりその 19m というかなり高い盛土になると、その技術基準が何を担保に安全だと言っているのかどうかということを一点教えていただきたい。

加えて、この窪地造成はなぜ道路事業なのですか。この図面を見る限り道路とは関係ないような気がしますが、道路事業であると言える根拠をご説明いただきたいと思います。

（事務局）

はい、今二つご質問あったかと思います。

技術的な基準は何を担保にということでありますが、これにつきましては、検討協議をさせていただいております。しっかりそこはできましたら、工事の方を着手させていただきたいと思っております。

また、窪地造成と道路事業等の関連でありますけども、現場に近いということで一体

的な整備をする中で道路事業の一環と捉えながら事業着手ということで進めさせていただいております。以上になります。

（委員）

そうすると、窪地造成のところの土地というのは、役場で町の土地にするということですか。

（事務局）

今、長野県と協議していますが、基本的には町で管理する土地になるかと思います。

（委員）

町が使えない道を道路用地として取得する根拠はなんですか。

（事務局）

今後の土地利用につきましては、内部で協議していきたいと思います。道路事業の一環という説明をしましたが、町の用地として今後の活用について、内部で協議していきたいと思っております。

（委員）

盛土規制法はかなり厳しい法律だと思いますが、利用目的がわからずに盛土することに対して許可がいらないというのは、不透明な部分があるような気がします。そこは JR さん、それから町しっかり協議してください。

この窪地内もそうですが、19mの盛土を、結局町が管理することになるわけですね。JR さんは単にやりました。だけど、公共事業であるから、将来的には町が管理して、崩れたり壊れたりしたら全部町が責任を負うことになると思います。そうすると町にその責任が来るので、言い方悪いですが、町の負債となるようなものにはしていただかないように。そういう意味で技術基準をもう少し次回の説明で、排水問題とかと併せて、説明していただければ大変ありがたいと思います。

加えて、技術基準との違い等もまたご説明いただければと思います。

（事務局）

はい、助言ありがとうございます。またしっかり協議させていただきながら進めたいと思います。

（委員）

古町におきまして、非常に大きな工事を控えています。今説明をいただきました工事をこれから約５年間にわたって行っていくということで、地元としても期待と不安というような気持ちで今いるところでございます。

まずお願いしたいのは、古町東部の地籍にあります農耕地が残土の置き場になるということで、工事車両が出入りするところをくれぐれも安全に、５年間の中では農閑期もありますが、水田等、畑を耕作する皆さんもいらっしゃるわけなので、くれぐれも安全を優先してお願いしたいと思います。

それから今お話がありました構造物に関しては素人でありますので、JRさんの説明の通り、こういう実績があってこういう構造物を作るということで、私達はそれを信用して、そういう構造物の許可をさせていただきたいつもりではおりますけれども、こういったところで、例えば自然災害とか、そういったことには絶対に大規模な災害があってはまずいと思っております。そこら辺は保証という言い方はいいのかわかりませんが、そこも含めての安全は確保していただきたいと思います。

道も町の方で当然その上になってくるわけですが、道ができた暁の話は、また今日の話は違う部分が出てきますけれど、そこは私達の地元として、構造物ができることをありがたいと思う反面、問題を抱えることになると思っておりますので、また意見交換を行っていただきながら、お互いに納得できる進め方をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

（JR 東海）

ご意見ありがとうございます。

まず現地の安全につきましては、前河原の現地説明会を行った際に、地元の方々から地元車両や農業用の車両の出入り等に、しっかりと配慮してほしいとのご意見いただいております。そこは我々として工事の安全をしっかりと担保する中で、地元の方々の車との行き来もございまして、当然田んぼをされる方も、継続してやられる方もいるということを知っていますので、その辺りは地元の方々の作業に支障をきたさないように配慮して進めていきたいと思っております。適宜情報交換しながらやらせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、構造的な問題につきましては、本日、具体的な資料を持ち合わせておりませんので、改めてしっかりとこういったことで安全だというご説明を地元へさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（委員長）

他に質疑ございませんでしょうか。

よろしいですか。はい、質疑がないようですので、それではここで締めさせていただきます。

てもよろしいでしょうか。

それでは質疑がないと判断させていただきまして、司会を事務局にお返しますので、よろしくお願いいたします。

（事務局）

盛土条例につきましては、町としましてもしっかりと地域説明をしてまいりたいと思っております。

本日こちらで用意しました会議事項は以上となります。会議事項の他、全般を通じまして委員の皆様から何かありましたらこの場でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは最後の 4 番閉会につきまして副委員長お願いいたします。

（副委員長）

以上をもちまして松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会を閉会といたします。皆様お疲れ様でした。